

## 健康づくり事業に係る助成について（申請期間延長について）

### 1 助成の目的

生活習慣病予防、認知症・フレイル予防などについて地域の健康づくりの取り組みを支援することにより、地域住民の健康の保持・増進、介護予防につなげていくことを目的とします。

### 2 助成対象事業

生活習慣病予防、認知症・フレイル予防、健康づくりに関する取り組み

実施例：運動・栄養・口腔機能向上教室、認知症や健康づくりに関する講演会・講座、啓発活動、支援者向け学習会など

### 3 助成対象団体

八幡東区いきいき21推進協議会の構成団体及び利益を求めないという目的を達成する八幡東区にある地域団体

### 4 助成額

1 団体あたり2万円まで

### 5 申請期間

(1) 令和4年9月1日（木）から令和4年9月30日（金）まで（必着）

(2) 令和4年10月3日（月）から令和4年10月31日（月）まで（必着）

### 6 実施期間

助成金の振込以降から令和5年2月28日（火）まで

### 7 助成対象経費

報償費（講師謝礼等）、需用費（文具等の消耗品、材料費、印刷代等）、役務費（切手、はがき代、保険料等）、使用料（会議室借上料、機材賃借料等）を対象とします。

\*20団体程度の助成を予定していますが、申請多数の場合は調整させていただくことがありますので、ご了承ください。

## 8 申請について

### (1) 交付に必要な書類

- ①健康づくり事業に係る助成金交付申請書（様式1）
- ②口座振込払依頼書（様式2）
- ③委任状：代表者と口座名義人が異なる場合（様式3）

## 9 実績報告

### (1) 実績報告に必要な書類

- ①健康づくり事業に係る助成についての事業報告書及び収支決算書（様式6）
- ②その他の資料（領収書原本・事業実施の写真等）

### (2) 提出期限

事業実施の翌日から20日以内に提出。

**事業報告書及び収支決算書、その他の資料に基づいて、助成額を確定します。実際に支払った額が交付額を下回った場合には、差額を戻入し精算してください。**

#### 【提出先・問い合わせ先】

八幡東区いきいき21推進協議会 健康づくり専門部会  
事務局：八幡東区役所保健福祉課（担当：眞角・本田）  
住所：〒805-8510 八幡東区中央一丁目1番1号  
電話：671-6881